

高年齢者有期雇用特別部会の設置について

平成25年12月

職業安定局

高齢者雇用対策課

- 国家戦略特別区域法附則第2条では、一定期間内に終了すると見込まれる事業の業務に従事する高度専門職等を対象に、労働契約法に基づく無期転換申込権発生までの期間の在り方等について、労働政策審議会において検討の上、次期通常国会に所要の法案の提出を目指すとしており、12月17日の労働政策審議会労働条件分科会で、同分科会の下に有期雇用特別部会を設置することとされ、昨日、同特別部会において議論が開始された。
- 上記特別部会第1回会議では、高年齢者の取扱いについても検討を求める意見が出され、高年齢者の取扱いについても議論することとなったところ。この議論をするに当たっては高年齢者雇用対策の観点からも検討が必要であることから、職業安定分科会としてこの議論に参画することが必要である。
- このため、職業安定分科会の下にも臨時的に高年齢者有期雇用特別部会を設置し、両分科会の下の特部会において合同で議論することとする。

国家戦略特別区域法（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～三 （略）

（検討）

第二条 政府は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図る観点から、一定の期間内に終了すると見込まれる事業の業務（高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とするものに限る。）に就く労働者であって、使用者との間で期間の定めのある労働契約を締結するもの（その年収が常時雇用される一般の労働者と比較して高い水準となることが見込まれる者に限る。）その他これに準ずる者についての、期間の定めのある労働契約の期間の定めのない労働契約への転換に係る労働契約法（平成十九年法律第百二十八号）第十八条第一項に規定する通算契約期間の在り方及び期間の定めのある労働契約の締結時、当該労働契約の期間の満了時等において労働に関する法令の規定に違反する行為が生じないようにするために必要な措置その他必要な事項であって全国において実施することが適切であるものについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置（第三項において「特定措置」という。）を講ずるものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

3 政府は、特定措置を講ずるために必要な法律案を平成二十六年に開会される国会の常会に提出することを目指すものとする。

4～6 （略）